

ソルベンシー・マージン比率の算出基準に関する論点

あらた監査法人

澤口 雅昭

1. 基本的前提に関する問題点

- a. 保険業法第130条（健全性の基準）では、「保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定め」とあるが、どの程度の将来を前提にして適当と判断するのかが明確でない。
 - i. 保険会社の監督目的とは全く異なるものではあるが、保険会社が保険金等の支払い不能に陥った場合、それは破綻を意味し「継続企業の前提」が成り立たないことを意味する。「継続企業の前提」について、監査基準委員会報告第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」第6項では「経営者は、継続企業の前提を評価するに当たり、入手可能なすべての情報に基づき、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）にわたり企業が事業活動を継続できるかについて検討し・・・」とあり、一般に、少なくとも1年以内に破綻しないことを想定して制度を見直すことが社会からの期待とのギャップを生じさせないためにも有用であると考えられる。
 - ii. このような前提を置く事によって、種々のリスクについてどの程度の期間で考えれば良いかの整理が可能になり、支払余力へ算入してよいものの範囲も整理しやすくなるのではないと思われる。
- b. ソルベンシー・マージン比率の非対象となる比率（現行では200%以上）の適切性について検討する必要がある。
 - i. 過去の実際の破綻事例を見ると、ソルベンシー・マージン比率が400%前後で実質的に破綻している場合が見られ、早期是正措置の判断基準として現行の200%が適切であるか疑問が生じる。
 - ii. ソルベンシー・マージン比率の考え方は、保険会社の健全性の度合いを相対的に比較するものであって、200%以上であれば健全性に問題が無いという意味では無いということについての認識を広めるか、ソルベンシー・マージンを非開示にすることも検討する必要があると思われる。
- c. 国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスが議論されている中、IFRSでは保険負債の公正価値による評価を検討しており、将来キャッシュフローをディスカウントする方式の採用を議論している。そのような環境で、日本における現行のソルベンシー・マージン比率は、日本基準による会計上の数値を基本

として計算されている。日本における保険負債の測定は、現状にそぐわない基礎率であっても保守的であればロック・インされているものもあり、実態に即さないソルベンシー・マージン比率になる可能性があるため、その弊害についての検討が必要ではないか。

2. 財務諸表に内在する問題

- a. 監査を義務付けられていない保険会社の存在
 - i. 支店形態の保険会社は年度監査を求められていないため、ソルベンシー・マージン比率の算定の基礎となる財務諸表に関する信頼性が保証されていない。
 - ii. 非上場の保険会社は中間監査が求められていないため、ソルベンシー・マージン比率の算定の基礎となる財務諸表に関する信頼性が保証されていない。
- b. 日本では再保険会計に関する規定が少なく、リスク移転の有無等によって異なる実態を、財務数値に正しく反映しているかの検討が必要である。
- c. 逆ザヤについて、会計上は責任準備金の追加積立による限定的な修正が行われるのみで、逆ザヤの多寡についてソルベンシー・マージン比率の算定上、十分に反映されていない可能性がある。
- d. 現状の静的モデルに基づくソルベンシー・マージン比率の算定の弊害を除去する機能を有するものとして将来収支分析があるが、これは第三者の監査の対象になっておらず、信頼性を確保する手立てが必要なのではないか。

3. ソルベンシー・マージン比率の算定式に関する問題

- a. 責任準備金に内在する保守性の取扱いの問題
 - i. 生命保険会社の責任準備金は標準生命表に基づいて計算されるが、標準生命表自体が保守的に作成されており、かかる保守性が、ソルベンシー・マージン比率を算定する基礎として適切なレベルであるか否かの検討が必要である。
- b. 未経過保険料の過大計上の問題
 - i. 未経過保険料は 12 分の 1 法（月末基準）で計算されている保険商品が多く、保守的な計算になっている。かかる保守性がソルベンシー・マージン比率を算定する基礎として適切なものであるか否かの検討が必要である。
- c. 解約返戻金が責任準備金を下回る部分をソルベンシー・マージンに含めることの問題

- i. ゴーイング・コンサーンを前提とした場合、責任準備金が解約返戻金を上回る部分の全てをソルベンシー・マージンに入れることの意味は何かを再検討すべきである。
 - ii. 上記をソルベンシー・マージンに含める場合、大量の解約が生じている状況を想定しており、その場合、資産サイドの流動性リスク・ファクターを増加させる必要が有るのではないか。
 - iii. 上記をソルベンシー・マージンから除く場合、標準責任準備金に達している会社と、チルメル式によって積み立てている会社との相違を加味する要素を別途入れる必要がある。
 - d. 金利変動に関する配慮のミスマッチ
 - i. 保険会社はALMに基づき、資産と負債のディレーション・マッチングをしながら事業を営んでいる場合が多い。そのような場合、例えば、金利上昇期において債券の含み損はソルベンシー・マージン比率の算定上、減少項目として算入されるが、責任準備金の実質的な減少はソルベンシー・マージン比率の増加項目として算入されず、ソルベンシー・マージン比率の算定上、資産・負債の取扱いに不整合が生じている。
 - ii. 上記のようなALMに基づく運用は、責任準備金対応債券だけに限らず、その他有価証券や満期保有債券においても配慮されている場合が多い。従って、会計的な区分にとらわれずALMの効果を加味する枠組みを検討する必要がある。
 - e. 税効果会計の問題点
 - i. 貸借対照表に計上されている繰延税金資産には長期的な利益に基づいて計上されているものが有る。一方、大蔵省告示第50号では貸借対照表に計上されている繰延税金資産が零である場合以外は、税効果相当額をソルベンシー・マージンに加える事ができるとなっており、短期的支払余力を計算する上で、弊害になるおそれがある。
 - ii. 更に、生命保険会社においては、過去5年間の平均利益と直近事業年度の利益のいずれか小さい額の50%を支払余力に加えており、どのような支払余力を算定することを目的としているのは必ずしも明確では無い。
 - f. 退職給付債務の問題
 - i. 退職給付会計では、将来の負担になると予想される潜在的債務が簿外になっている場合があり、それらを加味することを検討する必要があるのではないか。

- g. 短期換金性に乏しい資産の排除
 - i. 保険会社の貸借対照表には短期換金性に乏しい資産が計上されており、それらを控除しない利益剰余金に基づき支払余力を計算するのは問題ではないか。
(例：有形固定資産、ソフト・ウェア等の無形固定資産等)

- h. 流動性リスクの反映の問題
 - i. ソルベンシー・マージン比率が短期支払余力を示すものとするならば、例えば将来 1 年間の流動性リスクを適切に加味しているかについて検討する必要があるのではないか。